

## <三股町介護保険指定事業者における事故報告ガイドライン>

### <介護保険指定事業者における事故報告について>

---

介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）は、介護サービス（介護予防サービスを含む。以下「サービス」という。）の提供中に事故が発生した場合は、以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められる。

- ①サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに本町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

### 1. 報告の対象

---

- ・事故に関係するサービスの利用者が本町の介護保険被保険者である場合又は事故が発生した事業所の所在地が本町である場合とする。
- ・事業者がサービス提供中(送迎又はサービスの提供時間中をいい、在宅の通所サービス、入所サービス又は施設サービスにおいて、利用者が事業所内にいる間をいう。)に発生した利用者又は入所(入院)者(以下「利用者等」という。)の事故とする。

### 2. 事故の範囲

---

事業者側の過失の有無は問わず、次のいずれかに該当する事故とする。

- ① 骨折、縫合が必要な外傷若しくはそれ以上重篤な事故又は死亡事故が発生した場合
- ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故が発生した場合
- ③ 食中毒又は感染症が発生した場合  
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定するものをいう。)が発生し、次に掲げる場合  
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合  
イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれが疑われるものが10名以上又は、全利用者の半数以上発生した場合  
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合事業者と利用者等又は利用者等の家族等関係者との間で、問題が生じる可能性がある事故が発生した場合
- ④ 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合、又は問題となる可能性がある場合
- ⑤ 職員(従事者)の法令違反その他不祥事等を原因として事故が発生した場合
- ⑥ その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合

#### 4. 報告の様式

---

別記様式「介護保険事故報告書」（以下「事故報告書」という。）を用いる。

#### 5. 報告の手順

---

○事業者から保険者への報告

(1)事故発生の報告

事故報告書様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生から5日以内に提出する。ただし、事故処理について早期に解決した場合は、当該報告をもって最終報告に代えることができる。

(2)途中経過

事故処理が長期化する場合は、状況の変化等必要に応じて、随時、途中経過等を事故報告書等で報告を行う。

(3)最終報告

問題が解決し事態が終結した場合、その結果及び再発防止策等を事故報告書にて提出する。

※ 死亡事故、その他重大な事故等の場合は、把握後速やかに電話で報告し、事故処理の区切りがついてから、事故報告書を提出する。

#### 6. 提出書類

---

- ・ 事故報告書
- ・ 事故発生場所がわかる図面
- ・ 事故当日の職員の勤務割表
- ・ 事故対象者の介護記録
- ・ 事故対象者のサービス計画

#### 7. 報告の提出先・方法

---

利用者の保険者である市町村及び事故が発生した事業所の所在地のある市町村に報告する。

本町への報告先は下記のとおりとし、提出はできる限りメールで行う。なお、報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意することとする。

(報告先)

三股町 高齢者支援課 介護高齢者係

メールアドレス：[kaigo-k@town.mimata.lg.jp](mailto:kaigo-k@town.mimata.lg.jp)

電話番号：0986-52-9062